

米国 ETV プログラムにおけるロゴマークについて

(http://www.epa.gov/etv/vendors/Logo_Use_1103.pdf より)

米国 ETV 事業においては、ETV の名称およびロゴの使用に関するガイドラインが定められている。主な内容は以下の通り。

- ・ 実証対象技術の事業者、製品、技術、サービスに関して、EPA による保証・認可などを少しでも謳うような状況での使用を禁止している。
- ・ ETV プログラムに関する一般的教育の目的（教育パンフレット、学術雑誌など）であれば、特別な許可が無く誰でも使用可能である。
- ・ 事業者については、実証が完全に終了した技術について、ETV により実証された性能や ETV の実証が完了したということを宣伝するために使用することができる。

図表 1 米国 ETV ロゴのオプション



図表 2 ETV ロゴマークの使用例

Introducing The ECA 450



It's like no other industrial grade portable combustion efficiency and environmental analyzer on the market today.

The ECA 450 determines the burner efficiency of furnaces, boilers and other industrial combustion equipment, helping plants reduce fuel costs while determining and monitoring pollutant levels. And it does it with the most user-friendly interface currently available. In fact, no other competitive instrument offers as many features or delivers such sophisticated measurements with such ease.

In addition, the ECA 450 is EPA/ETV test verified for NO_x emissions ensuring more accurate measurements.

So whether you're concerned about combustion efficiency or environmental compliance – or both – the ECA 450 is a simple solution for your sophisticated needs.

Information on the performance characteristics of this technology can be found at www.epa.gov/etv or call Bachwach, Inc. at 1-800-726-4666 for a copy of the ETV verification report. The use of the ETV Name or Logo does not imply approval or certification of this product nor does it make any explicit or implied as to product performance.

米国 ETV プログラムにおけるガイドラインの概要

(1) 一般的教育目的の使用

EPA の ETV の名称及びロゴマークは、機関の特別の許可無く使用することができる。

(2) 実証対象技術のベンダーによるロゴマークの使用

- ・ 誰が使えるのか：EPA の ETV の実証が完了したベンダーが使用可能
- ・ いつから使えるのか：実証完了報告書を受け取った時点から使用可能
- ・ ロゴマーク利用について禁止されている事項：実証対象技術の事業者、製品、技術、サービスに関して、EPA による保証・認可などを少しでも謳うような状況での使用を禁止している。

(3) 製品や技術の広告のための使用

- ・ 広告等のために印刷媒体や WEB で利用する場合、どの製品や技術が実証対象技術なのか明確に分かるように、実証対象技術の名前や番号などの付近にロゴマークを置くこと。
- ・ 全ての製品が実証対象技術であるとの認識を与えないように、ロゴマーク単独で広告の底面や側面に置いてはならない。
- ・ 製品のシリーズ中であるモデルのみが実証対象技術であるような製品の宣伝を行う場合、その状況を明らかにする説明文を入れること。
- ・ ETV の名前やロゴマークは製品や技術の名称の一部として利用してはならない。
- ・ ロゴマークを WEB サイトで利用する場合、ETV プログラム WEB サイトへのホットリンクとすること。
- ・ ロゴマークの意味を説明するためにロゴマークを使用する場合に限り、実証対象技術との関係を説明する必要がない。

(4) ロゴマークの権利放棄宣言

- ・ ベンダーや開発者が実証対象製品の宣伝でロゴマークを利用する場合は、以下の旨を明記することが常に求められる。「この技術の性能に関する情報は、EPA の WEB サイトもしくはベンダーへの請求でそのコピーを見ることができる。ETV の名前やロゴマークの使用は、当該技術やその性能に関して、EPA による保証・認可などを謳うようなものではない。」

(5) ロゴマークの再現

- ・ ロゴマークは、カラーもしくは白黒で利用することができる。
- ・ ロゴマークは、EPS ファイル、BMP ファイル、TIFF ファイルを利用することができる。
- ・ ロゴマークは、無地もしくは輪郭としてのイメージとして表現される。
- ・ ロゴマークは、明確で区別のつくイメージとして表現しなければならない。
- ・ ロゴマークの大きさを変えることはできるが、形を変えてはならない。
- ・ ロゴマークは切断したり分割したりしてはいけない。
- ・ 2色刷のロゴマークは、その状態のまま再現されなければならない。白黒で再現することは認められる。
- ・ 輪郭もしくは「ラインアート」のロゴマークは、黒もしくは白の無地カラー、もしくは任意の一色を使って再現しても良い。